

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料

(単位：円)

床面積 (㎡)	適合性判定				適合性変更判定				軽微変更該当証明書交付		
	非住宅建築物 (工場等以外)		非住宅建築物 (工場等) ※3	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 に記載さ れた他の 建築物	非住宅建築物 (工場等以外)		非住宅建築物 (工場等) ※3	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 に記載さ れた他の 建築物	非住宅建築物 (工場等以外)		非住宅建築物 (工場等) ※3
	標準入力 法※1	モデル建 物法※2			標準入力 法※1	モデル建 物法※2			標準入力法 ※1	モデル建 物法※2	
300 以内	256,000	98,000	21,000	10,000	129,000	50,000	11,000	6,000	64,000	25,000	5,000
300 を超え 1,000 以内	321,000	124,000	29,000	18,000	162,000	64,000	16,000	11,000	81,000	32,000	8,000
1,000 を超え 2,000 以内	415,000	164,000	42,000	28,000	210,000	85,000	24,000	17,000	105,000	42,000	12,000
2,000 を超え 5,000 以内	592,000	266,000	107,000	86,000	305,000	142,000	62,000	52,000	152,000	71,000	31,000
5,000 を超え 10,000 以内	730,000	348,000	161,000	137,000	379,000	188,000	95,000	82,000	189,000	94,000	47,000
10,000 を超え 25,000 以内	862,000	418,000	200,000	173,000	449,000	227,000	118,000	104,000	224,000	113,000	59,000
25,000 を超える	984,000	490,000	249,000	217,000	514,000	268,000	147,000	130,000	257,000	134,000	73,000

1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。㊷）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた※1又は※2に定める金額とする。

2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。㊸）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた※3に定める金額とする。

3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（1又は2に該当する建築物を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた※3に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた※1又は※2に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた※1又は※2に定める金額を超える場合は、当該※1又は※2の金額とする。

4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

\*㊷の工場等の用途の部分の規模は、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。

\*㊸の工場等以外の用途の部分の規模は、建築物全体が基準省令第1条第1項第1号口の規定に基づき評価されたものであって、建築物の床面積の合計の5分の1未満、かつ、床面積の合計が300平方メートル未満のものとする。